

## 県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について

### 1 県立学校及び市町村立学校の対応について

(県教育委員会における現在の教育活動等については別紙記載)

令和4年11月30日に、文部科学省から11月29日付け事務連絡「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について」(参考1参照)により飲食の場面における感染対策の取扱いが示されたこと等を踏まえ、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」(参考2参照)を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。

### 2 今後の対応

引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していく。当面の間は、感染・伝播性が高いオミクロン株の影響等を踏まえ、県立学校においては、引き続き基本的な感染防止対策を徹底し、児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施していく。

また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底し運営していく。

## 県教育委員会における現在の教育活動等について

## 1 県立学校及び市町村立学校の対応について

令和4年3月17日に、3月21日をもってまん延防止等重点措置が解除されることを受け、県教育委員会として、当面の間は、感染・伝播性が高いオミクロン株の影響等も踏まえ、児童・生徒等の安全・安心の確保と学びの保障を両立するため、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応していくこととし、同日に「令和4年3月22日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

**<高等学校、中等教育学校>**

- 当面の間は、朝の時差通学を継続することとし、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校等に移行できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

**<特別支援学校>**

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を継続することとし、改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

**【県立学校における児童・生徒への対応】****ア 基本的な対応について**

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行う。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間は臨時休業は原則として行わない。
- ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。
- 臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。

- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

#### イ 学習活動について

- 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。

#### ウ 部活動について

- 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上校長の判断の下、その可否を決定する。

#### エ 学校行事等について

##### (ア) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。

## 2 県立社会教育施設の対応について

令和4年3月17日に、3月21日をもってまん延防止等重点措置が解除されることを受け、施設の運営にあたっては、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとした。

- 博物館、美術館は通常開館とする。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。
- 図書館は、引き続き通常どおり開館する。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。

## 参考 1

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について（文部科学省：令和4年11月29日）【抜粋】

（略）

### 1. 新型コロナワクチンの接種について【基本的対処方針 p20 等】

（略）

### 2. 飲食の場面における感染対策について【基本的対処方針 p25】

今般の変更前の基本的対処方針においては、「二（５）１）国民への周知等」として、「国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること（中略）等を促す。」とされていましたが、今般の変更により当該記述が削除されました。

この点、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」においては、「会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。」等とし、従前から、必ず「黙食」とすることを求めているところです。

実際にも、一部の地域において行われているように、座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話を行うことも可能ですので、感染状況も踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を御検討いただくよう、よろしくお願いいたします。

### 3. その他

・（略）

・ マスクの着用の考え方については、これまでも累次の事務連絡においてお知らせしてきたところですが、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、具体的な取組として、例えば、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう、よろしくお願いいたします。

以上

## 県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン(抜粋)

### 1 保健管理等についての改訂の主な内容

ア 学校におけるマスクの着用の考え方については、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう、適切に指導及び周知すること。

イ (省略)

ウ 昼食時など食事場面では、換気を徹底した上で、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなど、飛沫を飛ばさないような対応をとり、身体的距離が取れない場合は、会話を控えること。また、食事後に会話する際は、マスクを着用すること。

エ (省略)

オ (省略)

### 3 昼食時など食事場面の指導等について

#### 【昼食時の指導について】

- 食事の前の手洗いを徹底するよう指導すること。
- 昼食時など食事場で感染リスクが高まることを踏まえ、飛沫感染防止の観点から、次のことについて生徒に指導を徹底すること。
  - ・ 机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなど、飛沫を飛ばさないような対応をとること。(座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、食事場面において、生徒等の間で会話を行うことも可能)
  - ・ 身体的距離が取れない場合は、会話を控えること。
  - ・ 食べ物、飲み物を共有しないこと。
  - ・ 食事後に会話する際は、マスクを着用すること。
  - ・ 必要に応じて、アクリル板等の飛沫防止パーテーションの設置場所の見直しや点検及び新規設置の対応を行うこと。
  - ・ 室内における食事場面では、「2 学校の教育活動実施に当たっての保健管理について (1) 感染症対策 イ 登校後の感染症対策 (エ) 教室等の換気の徹底」に示す換気を行うこと。
- 教室に余裕がある場合などは、ホームルーム教室以外の教室を有効活用することで、一つの教室に集まる人数を減じるなどの工夫を行うことも有効である。

#### 【部活動時の飲み物や下校時の喫食の指導について】

- ・ 食べ物、飲み物を共有しないこと。
- ・ 駅のホームや電車の車内など、食事をする場所以外では喫食しないこと。

## 県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況

県教育委員会把握分（令和4年12月15日現在）

## 1 県立学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

## (1) 児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数			
令和2年3月から 令和4年12月まで	高等学校・中等教育学校	30,612	140	〔参考〕 自主療養者数	〔参考〕 県立学校児童・ 生徒数	〔参考〕 県立学校数
	特別支援学校	1,695	29			
	合 計	32,307人	169校			

## (2) 教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数			
令和2年3月から 令和4年12月まで	高等学校・中等教育学校	2,424	140	〔参考〕 自主療養者数	〔参考〕 県立学校教員数 (本務者)	〔参考〕 県立学校数
	特別支援学校	1,114	29			
	合 計	3,538人	169校			

## (3) 臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和4年12月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	118
	特別支援学校	16
	合 計	134校

※県立学校児童・生徒数及び県立学校教員数(本務者)は、令和4年5月1日現在「令和4年度学校基本調査(速報値)」より

(4) 月別感染者数  
<児童、生徒>

## &lt;教職員&gt;

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和元年度 小計	高等学校・中等教育学校	0人	0人	0人	0人
	特別支援学校	0人		0人	
令和2年度 小計	高等学校・中等教育学校	465人	490人	58人	74人
	特別支援学校	25人		16人	
令和3年度 小計	高等学校・中等教育学校	8,618人 (214人)	9,273人	675人 (17人)	1,028人
	特別支援学校	655人 (30人)		353人 (14人)	
令和4年 4月	高等学校・中等教育学校	2,145 (140)	2,314	87 (3)	177
	特別支援学校	169 (14)		(154)	
令和4年 5月	高等学校・中等教育学校	1,055 (84)	1,096	71 (1)	108
	特別支援学校	41 (4)		(88)	
令和4年 6月	高等学校・中等教育学校	398 (24)	416	15 (0)	28
	特別支援学校	18 (0)		(24)	
令和4年 7月	高等学校・中等教育学校	5,093 (516)	5,258	386 (48)	526
	特別支援学校	165 (25)		(541)	
令和4年 8月	高等学校・中等教育学校	3,147 (1,088)	3,277	316 (156)	412
	特別支援学校	130 (45)		(1,133)	
令和4年 9月	高等学校・中等教育学校	2,541 (613)	2,657	135 (27)	184
	特別支援学校	116 (24)		(637)	
令和4年 10月	高等学校・中等教育学校	1,299	1,361	112	151
	特別支援学校	62			
令和4年 11月	高等学校・中等教育学校	3,627	3,804	311	457
	特別支援学校	177			
令和4年 12月	高等学校・中等教育学校	2,224	2,361	258	393
	特別支援学校	137			
令和4年度 小計	高等学校・中等教育学校	21,529人 (2,465人)	22,544人	1,691人 (235人)	2,436人
	特別支援学校	1,015人 (112人)		(2,577人)	
合計	高等学校・中等教育学校	30,612人 (2,679人)	32,307人	2,424人 (252人)	3,538人
	特別支援学校	1,695人 (142人)		(2,821人)	

※ ( ) は自主療養者数で外数

## 2 市町村立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

## （1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	
令和2年3月から 令和4年11月まで	高等学校	3,254	[参考] 市町村立学校児 童・生徒数 652,571
	中学校	47,394	
	小学校	140,054	
	特別支援学校	710	
	合 計	191,412人	

## （2）教職員

期 間	校 種	感染者数	
令和2年3月から 令和4年11月まで	高等学校	304	[参考] 市町村立学校教 員数（本務者） 41,881
	中学校	3,088	
	小学校	7,692	
	特別支援学校	418	
	合 計	11,502人	

## （3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数	
令和2年6月から 令和4年11月まで （学校再開後）	高等学校	11	[参考] 市町村立学 校数 1,295校
	中学校	68	
	小学校	117	
	特別支援学校	7	
	合 計	203校	

※市町村立学校児童・生徒数及び市町村立学校教員数（本務者）は、令和4年5月1日現在「令和4年度学校基本調査（速報値）」より



(4) 月別感染者数 (令和4年11月まで)  
<児童、生徒>

## &lt;教職員&gt;

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和元年度 小計	高等学校	0人	1人	0人	0人
	中学校	0人			
	小学校	1人			
	特別支援学校	0人			
令和2年度 小計	高等学校	61人	1,588人	11人	233人
	中学校	571人			
	小学校	941人			
	特別支援学校	15人			
令和3年度 小計	高等学校	967人	69,033人	97人	4,298人
	中学校	14,367人			
	小学校	53,416人			
	特別支援学校	283人			
令和4年 4月	高等学校	221	11,972	16	426
	中学校	2,727			
	小学校	8,991			
	特別支援学校	33			
令和4年 5月	高等学校	71	6,134	7	236
	中学校	1,414			
	小学校	4,612			
	特別支援学校	37			
令和4年 6月	高等学校	80	3,359	6	180
	中学校	718			
	小学校	2,544			
	特別支援学校	17			
令和4年 7月	高等学校	615	27,428	49	1,523
	中学校	8,418			
	小学校	18,314			
	特別支援学校	81			
令和4年 8月	高等学校	399	24,744	70	1,162
	中学校	7,158			
	小学校	17,083			
	特別支援学校	104			
令和4年 9月	高等学校	314	17,270	13	1,029
	中学校	3,915			
	小学校	12,986			
	特別支援学校	55			
令和4年 10月	高等学校	155	8,326	8	648
	中学校	2,415			
	小学校	5,737			
	特別支援学校	19			
令和4年 11月	高等学校	371	21,557	27	1,767
	中学校	5,691			
	小学校	15,429			
	特別支援学校	66			
令和4年度 小計	高等学校	2,226人	120,790人	196人	6,971人
	中学校	32,456人			
	小学校	85,696人			
	特別支援学校	412人			
合計	高等学校	3,254人	191,412人	304人	11,502人
	中学校	47,394人			
	小学校	140,054人			
	特別支援学校	710人			

※市町村が月毎の感染状況をまとめ、翌月に県教育委員会に報告したデータを集計

### 県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況

＜県立高等学校 137 校（全日制 135 校・昼間定時制 2 校）、県立中等教育学校 2 校＞

（通信制である、横浜修悠館高校を除く。）

授業開始時刻（令和 4 年 12 月 15 日現在）

授業開始時刻	学校数
8:40	2
8:45	1
8:50	30
8:55	13
9:00	52
9:05	13
9:10	17
9:15	3
9:20	8
計	139

※ 通常の授業開始時刻は、概ね 8:50 である。  
（一部の県立高等学校を除く。）

### 県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況

＜県立特別支援学校 29 校＞

登校時刻（令和 4 年 12 月 15 日現在）

登校時刻	学校数
8:40	1
8:45	2
8:50	8
8:55	3
9:00	10
9:10	2
9:15	1
9:30	2
計	29

※ 「通常登校」時の登校時刻は、概ね 8:30～9:00 である。

※ 表は、平塚盲学校、平塚ろう学校、横浜南養護学校以外は、公共交通機関を利用することの多い高等部知的障害教育部門の登校時刻である。

※ スクールバスの運行については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認した上で運行している。